

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和5年1月11日答申分

○答申の概要

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 2件 |
| 厚生年金保険関係 | 2件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 国 民 年 金 関 係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2200102 号
厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2200046 号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における請求期間①の標準賞与額を15万8,000円、請求期間②の標準賞与額を27万円、請求期間③の標準賞与額を16万1,000円、請求期間④の標準賞与額を27万円に訂正することが必要である。

請求期間①から④までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成27年7月27日
② 平成27年12月28日
③ 平成28年7月27日
④ 平成28年12月27日

私は、A事業所から請求期間①から④までの各期間の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。請求期間①及び③の賞与支給明細書並びに請求期間①から④までの各期間の賞与振込額が確認できる預金通帳を提出するので、請求期間①から④までの各期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与支給明細書及び預金通帳並びに複数の同僚から提出された賞与支給明細書により、A事業所から請求者に対して請求期間①は15万8,000円、請求期間②は27万円、請求期間③は16万1,000円、請求期間④は27万円の賞与が支払われ、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険

料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から④までの各期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、事業主は、請求期間①から④までの各期間について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年8月31日年金事務所受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2200114 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2200047 号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における請求期間①の標準賞与額を5万9,000円、請求期間②の標準賞与額を35万7,000円、請求期間③の標準賞与額を36万7,000円、請求期間④の標準賞与額を36万円に訂正することが必要である。

請求期間①から④までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 59 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成 27 年 7 月 27 日
② 平成 27 年 12 月 28 日
③ 平成 28 年 7 月 27 日
④ 平成 28 年 12 月 27 日

私は、A事業所から請求期間①から④までの各期間の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。請求期間①から④までの各期間に賞与が振り込まれていることが確認できる給与・賞与振込口座の取引明細表(預金)及び預金取引明細表(流動性)(以下併せて「預金取引明細表」という。)を提出するので、請求期間①から④までの各期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金取引明細表及び複数の同僚から提出された賞与支給明細書により、A事業所から請求者に対して請求期間①は5万9,000円、請求期間②は35万7,000円、請求期間③は36万7,000円、請求期間④は36万円の賞与が

支払われ、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から④までの各期間の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られなかつたが、事業主は、請求期間①から④までの各期間について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出

(厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年8月31日年金事務所受付) していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2200101 号
厚生局事案番号 : 東北(国) 第 2200003 号

第1 結論

昭和 58 年 * 月から昭和 62 年 7 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 38 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 58 年 * 月から昭和 62 年 7 月まで
国の記録によると、請求期間に係る国民年金保険料の納付記録がない。私は、昭和 58 年 * 月から同年 3 月までの期間については、*職になるために専門学校に在籍しており自分では国民年金保険料を納付していないが、A 市の実家で同居していた父親が納付していたかもしれない。また、同年 4 月から昭和 62 年 7 月までの期間については、A 市内の事業所に勤めており、詳しいことは覚えていないが自分で国民年金保険料を納付していたと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間は独身であり、A 市に居住していたとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 7 月 9 日に、請求者が婚姻後に居住していた B 市において、婚姻後の氏名で払い出されていることが確認できる。

また、請求者に係る B 市の国民年金被保険者名簿 (CSV データ) 及び請求者が平成 2 年 6 月 22 日に住所を変更した C 町 (現在は、B 市) の国民年金被保険者名簿 (紙名簿) 並びに請求者から提出された年金手帳によると、請求者の最初の国民年金被保険者資格の取得年月日は、いずれも昭和 63 年 4 月 27 日でありオンライン記録と一致していることが確認できる。

したがって、請求期間は、B 市、C 町及びオンラインの記録上、国民年金の未加入期間となっており、未加入期間は国民年金保険料の納付書は発行されないため、請求者及び請求者の父親が請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付するこ

とはできない。

また、当該国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されている可能性も考えられるが、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 57 年 12 月から昭和 61 年 2 月までの期間に A 市に払い出された国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧検索並びに年金情報総合管理・照合システム及びオンラインシステムにより請求者の氏名（旧姓を含む）で検索を行った結果、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

さらに、請求者は、20 歳で国民年金に自動的に加入になり、請求期間のうち昭和 58 年 * 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、自身では納付していないが、納付書が来れば父親が納付していたかもしれない旨陳述しているところ、A 市の担当者は、昭和 57 年及び昭和 58 年当時、職権適用は行っていなかったと陳述している上、請求者の父親は既に亡くなっていることから、請求者に係る国民年金保険料の納付状況について確認することができない。

このほか、請求者及び請求者の父親が請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。